

決算前に決定が必要な消費税の各種申請・変更届出等の確認 及び決算資料準備のお願い

2026年7月1日

税理士法人 合同会計

貴社の当事業年度の決算期末日は7月31日ですので、各種申請・変更届出書等をご確認の上、下表書類等をご準備下さるようご連絡申し上げます。

各種申請・変更届出等の確認

(1) インボイス登録申請

注①インボイス登録事業者になると自動的に「本則の課税事業者」になります。課税事業者が選択可能な本則課税以外の課税方式を希望する場合は、別途届出が必要になりますので、下記(3)の項目を参照して下さい。

(2) インボイス登録取下げ申請

注②インボイス登録を取下げても課税事業者のままです。免税事業者を希望する場合は、別途届出が必要となりますので、下記(3)の項目を参照して下さい。

(3) 課税方式の選択、変更の申請届出等

①免税事業者から課税事業者へ移行希望

注③課税事業者を希望する場合でインボイス登録事業者を希望する場合は別途上記(1)のインボイス登録申請、インボイス登録事業者を希望しない場合は課税事業者選択届出書の提出が必要です。

②課税事業者から免税事業者へ移行希望

注④上記(2)のインボイス登録取下げと合わせ届出が必要です。免税事業者に移行後、基準期間の売上高が年 **1,000 万円超**（特定期間の課税売上高又は人件費が 1,000 万円超の場合を含む。）となった年度は、課税事業者として取り扱われますのでご注意ください。

③簡易課税から本則課税に移行希望

注⑤翌期以降に多額の設備投資（機械装置・船舶・大型車両・建築物等）の多額の設備投資計画がある場合は、投資年度前に本則課税を選択していないと、仕入税額控除を適用して税額軽減や還付が受けられなくなりますので、**必ずこの時期**に本則課税を選択すべきか否かを慎重に検討して下さい。

④本則課税から簡易課税に移行希望

注⑥簡易課税に移行すると2年間は本則課税を選択することはできません。来期以降2年以内に多額の設備投資計画（機械装置・船舶・大型車両・建築物等）がある場合は、仕入税額控除を適用して税額軽減や還付が受けられる本則課税での申告ができなくなりますのでご注意ください。また、簡易課税制度を使っても、基準期間の課税売上高が年 **5,000 万円超**の年度の申告は本則課税が適用されます。

項目		注意点			
インボイス登録申請書等 提出期限の確認		登録申請書等の提出期限は以下のとおりです。提出に当たっては時間を要しますので、以下の期限を遵守いただくようお願い申し上げます。 法定提出期限 令和 年 月 日まで 当社への告知期限 令和 年 月 日まで			
項目	準備書類（又は作業）	注意点			
たな卸	たな卸表の作成	①決算期末日に実際にたな卸をして下さい。 （注）期末直近の仕入の在庫漏れにご注意下さい。 ②商品、製品、仕掛品、原材料等だけでなく貯蔵品のたな卸もお忘れなく！ ③外部に加工の委託などで預けてある在庫もお忘れなきよう、又、他社から預かっている在庫は控除して下さい。			

項目	準備書類（又は作業）	注意点	チェック	
残高照合Ⅰ	残高証明書の入手	銀行預金、借入金、割引手形、出資金、の決算期末日の残高です。		
	残高証明書記入欄			
	金融機関名	支店名	残高証明書の種類	
			預金・借入金・割引手形・電債・出資金・有価証券等・その他（ ）	
			預金・借入金・割引手形・電債・出資金・有価証券等・その他（ ）	
			預金・借入金・割引手形・電債・出資金・有価証券等・その他（ ）	
			預金・借入金・割引手形・電債・出資金・有価証券等・その他（ ）	
			預金・借入金・割引手形・電債・出資金・有価証券等・その他（ ）	
			預金・借入金・割引手形・電債・出資金・有価証券等・その他（ ）	
			預金・借入金・割引手形・電債・出資金・有価証券等・その他（ ）	
			預金・借入金・割引手形・電債・出資金・有価証券等・その他（ ）	
			預金・借入金・割引手形・電債・出資金・有価証券等・その他（ ）	
		当座勘定照合表の整理 （残高調整）	預金名義が異なっても、実質的に会社の財産となっているものの残高証明もお取り下さい。	
	預金通帳・証書の整理	普通預金通帳の打ち出し、定期預金の書き替え、確認を行って下さい。 又、現在利用されていない不用な普通預金等の整理もご検討下さい。		
残高照合Ⅱ	売掛金・買掛金・残高照合 （取引先別残高確認） （請求書等の整理） （不良債権等の処理） （締後取引の整理）	①売掛金、買掛金の締日が20日や25日などの場合、決算期末日までの取引金額を早期に調整するために、締後請求書等の入手をお願い致します。また取引先ごとに残高照合を実施して下さい。 ②請求書、納品書、領収書等は1年分整理、保管しておいて下さい。 ③不良債権の有無、又は債権放棄や貸倒れ等がある場合、所定の書類が必要となりますので、決算期日前に必ずご連絡下さい。		
保険	保険契約	法人で契約している保険について保険会社から当事業年度に対応する期間の経理処理の案内を取得して下さい。 保険証券のコピーもご用意ください。		
精算	仮払金・貸付金の精算	仮払金や貸付金のなかで未精算のものは、出来るだけ期末日迄に精算するようにして下さい。		
その他	翌事業年度の役員報酬の検討	当期決算の株主総会又は取締役会で翌事業年度の役員報酬を変更することができますので、来月末頃までに各取締役様の役員報酬変更案を決めて下さい。		
	次の①②に該当する場合は、当社担当者にお早めにご連絡下さい。 ①今期来期に多額の設備投資計画がある場合（消費税の還付対策） ②業績好調に伴い前期利益を上回る利益が予想される場合（事前の節税対策や納税資金対策） 担当者連絡欄に標記して下さい。			
担当者連絡欄				